



5) 労災保険控除、求償等の関係

6) 運行供用者とは？

7) 他人性とは？

8) 免責条項の解釈の仕方

- ・ 許諾被保険者
- ・ 被保険者の使用者
- ・ 無免許運転、酒酔運転

3) 1996年保険の自由化（保険料率の自由化）

→その影響は？

以上、『生命保険・損害保険をめぐる法律と税務』

（坂和章平編著・新日本法規出版株式会社）（1997年3月出版）参照

5. 『交通死』（二木雄策著 岩波新書 1997年6月出版）を 考える

1) 目次

- 第1章 一万人を超す年間犠牲者 ー交通事故と交通犯罪ー
- 第2章 被害者抜き形式裁判 ー刑事裁判の実態ー
- 第3章 軽すぎる刑罰 ー交通犯罪の量刑ー
- 第4章 ビジネスとしての賠償交渉 ー保険会社と弁護士ー
- 第5章 なぜ本人訴訟なのか ー調停と民事裁判ー
- 第6章 定型・定額化している損害賠償 ー賠償の理念と現実ー
- 第7章 没論理的な算定方式 ー逸失利益の検討ー
- 第8章 差別される女性労働者 ー逸失利益の男女間格差ー
- 第9章 画一的な事故処理 ー弁護士の論理・裁判所の論理ー
- 終章 日常化した交通事故 ーくるま社会の非人間性ー

2) 坂和は平成9年9月に本書を読み、著者宛に感想・意見を送付

（坂和意見の要旨）

1) 筆者は交通事故の刑事事件、民事の損害賠償の交渉・調停・裁判の処理についての現状・問題的是それなりに把握しているものの、筆者の根底にはこれらの制度・現状に対する被害者の両親としての不満があまりにも強くあるため、本書での主張は「あれもダメ、これもダメ」の論旨に終始している。ならばそれをどうすればよいのかという点については全く記述がなく、抽象的な「人間としての尊厳」という言葉で批判するだけとなっている。

2) 賠償交渉にビジネスの側面があることは当然のことだと私は考えている。しかし筆者の論旨はこれを批判するばかりか、その批判は全く説得力がない。そこで言っているのは、「娘を返せ」という感情論から出発した批判ばかりである。

3) 定型・定額化している損害賠償についても、西原説と実務の扱いを説明し、批判しているが、ならばどうするのかという点には全く目がいっていない。定型化・定額化とは、他にもっといい方法がないからやむを得ずその方法をとっているというだけの知恵であることを率直に認めるべきである。

4) 軽すぎる刑罰の論述も1つの考えとしては当然理解はできるが、その考えは「被害を受けた父」の考え方（一方例）である。考えるべき問題は「国民の一般的な考え方はどこにあるのか」ということである。

勿論、たとえば交通事故（とりわけ信号無視や明白な加害者の過失によるもの）により人を死亡させた場合、たとえば最低懲役5年と定めれば威嚇効果があることは当然だが、それが「私もドライバー、私のお父さん、お母さんも買物に車を使っている」という日本の社会の中で受け入れられるか否かが問題である。まさに、良くも悪くも交通事故の刑事処分は「被害者と加害者に代替性がある。誰もが被害者にもなり得るし、加害者にもなり得る」という現状の日本の社会の中で決められているものである。

5) 画一的な事件処理、裁判所の判断、法の世界のもたれ合いの記述については、ナンセンスとしかいいようがない。逸失利益の算定方法が裁判所により異なるというのはむしろ筆者の立論からすれば（個々の裁判官が個々の事件毎に自己の判断を下すものだから）当然だと思う。また東京での収入と田舎の都市での収入がちがうのは当たり前だから、それによる相異があるのも当たり前のこととなる。

逸失利益の計算について、ホフマン、ライブニッツのいずれを使うかによる違いが裁判所によって顕著というのは確かに違和感があり、問題点はあると思うが、それはそれとして批判すべきものである。

また法の世界のもたれ合いをみて、「弁護士というのはもともと人間の倫理から外れる危険をはらんだ職業だということになる」(210頁)などというのは、あまりにもすごい結論で、ナンセンスだと思う。

### 3) 新聞の書評で再三掲載

(新聞記事は掲載を省略)

### 4) 関西TV「メディア・ドウ」で取材中

### 5) その論点(問題提起)

#### ①保険に入っていれば、加害者は賠償責任なしで本当によいのか?

- ・「保険にまかせっきり」との批判は?
- ・金融ビッグバンによる保険料率の自由化、無保険車の増大は?

#### ②保険会社、弁護士はビジネスとして、賠償交渉をしているのか?

- ・自賠責保険の意義(被害者救済)
- ・任意保険の意義(賠償責任の補填)
- ・保険会社の示談交渉の意義
- ・弁護士の示談交渉の意義

#### ③加害者の刑事処分は軽すぎるか?

- ・業務上過失致死で執行猶予は妥当か?
- ・重刑にすれば事故は防止できる筈だが、それは妥当か?
- ・他の犯罪の刑罰とのバランスは?
- ・「交通事故は代替性あり」をどう考えるか?

#### ④賠償額の定型化・定額化は不当か?

- ・後遺障害等級制度の意義と限界
- ・逸失利益の計算方法の意義と限界
- ・慰謝料額の定額化の意義と限界
- ・入・通院慰謝料の定額化の意義と限界

#### ⑤男女差、子供差などの「メニュー」は不当か?

- ・男女差、年齢差による収入差と賠償額?
- ・メニューという言い方は妥当か?
- ・自賠責基準、任意保険基準、弁護士基準、裁判所基準の現実を どうみるか?

#### ⑥訴訟の場で被害者の気持ちは伝わっているか?

#### ⑦くるま社会の非人間性を問う!

### 6)まとめ

- ・現代社会において車は不可欠なもの
- ・車を動かすことが大きな社会的責任を伴うことの自覚が大切
- ・事故に対してまた自分自身に対して厳格であるべき
- ・交通事故は車と車の問題でも、人と車の問題でもない。人と人との問題であり、人間一人ひとりの内面の問題だ。

以 上